

令和 8 年度 第 3 回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和 8 年 8 月 5 日（水） 16：50～18：00

2. 場所 富山労働総合庁舎 5 階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	柳原会長、高倉会長代理、両角委員、高木委員、吉田委員
労働者代表委員	大森委員、黒川委員、本郷委員、前野委員
使用者代表委員	寺山委員、広上委員、野中委員、森口委員、坂井委員
事務局	福井労働局長、稲葉労働基準部長、三鍋賃金室長、 山田賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金専門部会報告について
- (2) 富山県最低賃金の改正決定について（答申）
- (3) 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- (4) 令和 8 年度の特別小委員会の運営について
- (5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、令和 8 年度第 3 回富山地方最低賃金審議会を始めます。

本日は、労働者代表の石田委員が御欠席ですが、公益委員 5 名、労働者側 4 名、使用者側 5 名に御出席いただき、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

この後の議事の進行を柳原会長にお願いしたいと存じます。

〔柳原会長〕 それでは、審議に入ります。

まず、議事 1 の富山県最低賃金専門部会報告についてですが、先ほど開催された第 4 回専門部会において部会審議が結審し、報告文が提出されております。

それでは、部会長を務めました両角委員から報告してください。

〔両角部会長〕 今年度の富山県最低賃金専門部会における審議につきましては、7 月 2 日に富山地方最低賃金審議会において調査審議を付託された後、4 回にわたり審議を重ねてまいりました。

しかしながら全会一致に至らなかったため、第 4 回専門部会において公益代表委員見解をお示ししつつ、公益代表委員による富山県最低賃金改正案について採決いたしました。

その結果、最低賃金額は現行最低賃金額を 57 円引き上げて 1 時間 1,119 円とする旨議決しましたので、その内容を専門部会報告としてとりまとめました。

なお、使用者側委員から会長あてに、御意見、御要望がありましたので、御報告させていただきます。

それでは、専門部会報告及び公益代表委員見解を事務局から読み上げてください。

[三鍋賃金室長] それでは、資料No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧ください。読み上げさせていただきます。

富最賃専第4号

令和8年8月5日

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 両角良子

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月2日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額998円）は令和6年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、富山県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会として、別紙3のとおり、政府に対して強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名は省略いたします。

1枚めくりまして、別紙1。

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,119円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2に移ります。

こちらは第2回本審にて御説明いたしましたので、省略させていただきます。

別紙3

政府及び中央最低賃金審議会に対する要望について

大多数を占める中小企業の支払能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要であることから、様々な支援策の周知・徹底を、以下のとおり国に強く要望する。

- 1 最低賃金引上げを企業努力のみに求めるのではなく、価格転嫁の徹底、社会保険料負担の軽減、税制支援、各種助成措置など中小企業・小規模事業者への支援策を一層拡充させること。
- 2 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会が地域の実情に応じた審議を行えるよう、参考となる統計や分析資料の拡充、特に通常の事業の賃金支払能力を評価するための客観的指標を提供すること。

3 地方最低賃金審議会が地域の実情を踏まえた実質的な審議を行えるよう、目安制度の在り方について検証・見直しを行うこと。

次に資料No.2を読み上げます。

令和8年度最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会から付託された令和8年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たり、県内の経済・雇用情勢、各種賃金調査の結果及び労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定される労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮した慎重な審議を重ねたが、公労使一致の結論に至らなかった。

このため、令和8年度富山県最低賃金の改正決定について、令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会答申を十分参酌するとともに、県内の実情を総合的に勘案し、当専門部会公益代表委員の見解を以下のとおり取りまとめた。

記

1 金額及び発効日

令和8年度富山県最低賃金額については、時間額を57円引上げ1,119円とする。また、発効日は、法定発効とする。

2 結論に至った理由

最低賃金法第9条第2項に定める3要素を検討する際に、上昇する生計費及び賃金改善の必要性和、県内企業、とりわけ中小企業・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境及び先行きの不透明感との均衡を図る観点も重視した。その結果、最低賃金決定にかかる3要素に加えて、引上げによる影響率を昨年度の改正時と概ね同程度の水準にとどめつつ、特に生計費の上昇を示す指標を重視して、57円の引上げを行うことが適当であると判断した。

(1) 最低賃金法第9条第2項に定める3要素に関する指標

ア 労働者の生計費について

富山市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）は、直近1年間（令和7年7月から令和8年6月までの期間）で平均2.4%上昇している。生活必需品である食料については平均5.4%上昇し、高い上昇率が継続している。飲食料品に係る消費税減税措置の一時的な影響が生じる可能性があり、今後の物価動向については引き続き注視する必要がある。

家計調査では、令和7年の富山市の総世帯のうち勤労者世帯におけるエンゲル係数は25.6%と高い水準にあり、消費支出（実質）も対前年比5.5%増加している。また、令和8年4月に富山市水道料金が改定され、一般家庭でひと月当たり平均改定率27.0%（+451円）となっている。

日本銀行の経済・物価情勢の展望では、消費者物価指数（除く生鮮食品）が、令和8年度2.8%～3.0%、令和9年度2.3%～2.4%上昇する見通しとされており、今後も物価上昇が継続すると見込まれている。

イ 労働者の賃金

県内の春季賃上げ率は、連合富山集計で5.03%、富山県経営者協会集計で4.47%と、前年を下回るものの依然として高い水準となっている。

令和8年賃金改定状況調査では、Bランクの賃金上昇率は第4表①②で3.4%、継続労働者を対象とした第4表③では3.7%となり、いずれも前年を上回った。

毎月勤労統計調査において、富山県の規模5人以上の事業所におけるきまって支給する給与は、令和7年10月以降、名目で前年同月比3.7%から5.3%の幅で推移している一方、実質では0.6%から3.9%と、名目を下回って推移している。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

日本銀行金沢支店公表の北陸短観県別集計データによれば、富山県内企業の売上高経常利益率は直近10年間平均を大きく上回る水準で推移しており、設備投資も3年連続で増加している。

一方、日本銀行調査統計局公表の企業物価指数は、令和7年10月以降、対前年比2.1%から7.1%（速報）と上昇が続いており、企業のコスト負担の増加がみられる。

倒産件数は前年を上回るペースで推移し、完全失業率も上昇傾向がみられ、人件費や原材料価格の上昇、金利上昇など中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。さらに、価格交渉は進んでいるものの、依然として価格転嫁が十分に進んでいない企業もみられ、価格転嫁はなお十分とはいえない状況にある。

内閣府・財務省公表の法人企業景気予測調査によれば、令和8年4月から6月期の国内の景況判断BSIは大企業マイナス4.5%ポイントに対し中小企業はマイナス28.2%、令和8年7月から9月期の見通しは大企業マイナス1.4%、中小企業はマイナス25.4%である。また、経常利益について令和8年度通期における前年度比増減率をみると、繊維工業は12.1%増に対し、その他の輸送用機械器具製造業はマイナス31.4%である。さらに急激な企業物価の上昇要因も観測されている。

日本銀行調査統計局公表の日銀短観（概要）によれば、令和8年6月の業況判断（全体）について、前回調査（3月）との対比をみると、緩やかに上昇しており、かつ、製造業だけをみた場合でも一部の金属系以外は好調である。

（2）3要素に関する各種指標の総合的勘案

生計費では、日本銀行による物価見通しにおいても今後の物価上昇の継続が見込まれている。このような状況のもと、最低賃金近傍で働く労働者にとって生活必需品価格の上昇による負担は依然として大きく、生計費への十分な配慮が必要である。

賃金では、県内の春季賃上げ率が引き続き高い水準にあり、賃金改定状況調査及び毎月勤労統計調査においても賃金上昇の状況が確認される。

賃金支払能力では、企業収益や設備投資は全体として堅調に推移しているものの、その状況は企業規模や業種によって大きな差がみられる。特に、中小企業・小規模事業者においては、人件費、原材料費及びエネルギー価格の上昇等により厳しい経営環境が続いており、中東情勢をはじめとする国際情勢の不透明感や物価動向の先行き不透明感が高まっている。

賃上げ原資であり生計費上昇の理由となりうる価格転嫁は、価格交渉は進んでいるもののなお十分とはいえず、賃上げ原資の確保に課題を抱えている企業もみられる。生産性向上ならびに人材確保のために設備投資や運転資金の確保を目的とした融資を受けている企業が多い中、短期間での度重なる金利の上昇も賃上げ原資確保を困難にする状況に拍車をかけている。これらの影響を考慮しながら、通常の企業の支払能力

への配慮を十分に行う必要がある。

物価上昇の継続にともない、県内でも高水準の賃上げが続いていることから、賃上げの流れを適切に最低賃金へ反映することが必要である。一方で、最低賃金の引上げの必要性は十分認められるものの、企業の賃金支払能力への配慮の必要性も認められ、相反するこれらの要素を総合的に勘案することも肝要である。

以上より、中央最低賃金審議会が示した 56 円を目安額を十分参酌しつつ、特に生計費の上昇を考慮すると、消費支出（実質）の増加率を踏まえて目安額を上回る 57 円の引上げを行うことが適当である。57 円引上げとした場合の影響率は 23.8% となり、昨年度改正時の 23.7% と概ね同程度で、労働者の生活改善と企業の負担能力の双方に配慮した妥当な水準であると認められる。

3 国に対する要望

大多数を占める中小企業の支払能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要である。特に令和 7 年度において掲げられた賃上げ促進策が今年度は不明確であり、様々な支援策の周知・徹底を、以下の通り国に強く要望する。

- (1) 労務費を含む適切な価格転嫁と取引適正化を推進し、中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の着実な執行、官公需における価格転嫁の徹底及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知を図ること。
- (2) 業務改善助成金の拡充、申請手続きの簡素化、DX・省力化投資や人材育成支援など、生産性向上に向けた支援を強化すること。
- (3) キャリアアップ助成金等の活用促進により非正規雇用労働者を含めた処遇改善を支援すること。
- (4) 社会保険料負担の軽減や支援措置の拡充により、労働者の手取り向上と中小企業・小規模事業者の負担軽減を図ること。

以上です。

[柳原会長] 今ほど、富山県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会報告及び公益代表委員見解を読み上げていただきました。

本審議会委員を代表いたしまして、専門部会の審議に携わられた委員の皆様の長時間、かつ、真摯な審議に感謝申し上げます。

今ほどの専門部会報告ですが、こちらにつきまして、本審議会における審議に付したいと思います。

各委員におかれては御質問や御意見等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[柳原会長] 特にないようですので、専門部会報告につきまして、本審議会として了承することといたしたいと存じます。

続きまして、議事 2 の富山県最低賃金の改正決定についてに移ります。

今ほどの報告のとおり、専門部会において全会一致の結論が得られなかったことから、

本審議会において改めて富山県最低賃金の改正決定に関する審議を行い、その結果をもって富山労働局長に答申いたしたいと存じます。

本審議会の公益代表委員といたしましては、専門部会における審議経過を尊重し、専門部会報告の別紙１にあります富山県最低賃金の改正案を本審議会における改正案としたいと存じますが、このことについて労使各側から御意見をお伺いしたいと存じます。

労働者側はいかがでしょうか。

〔労働者側委員〕 ありません。

〔柳原会長〕 使用者側はいかがでしょうか。

〔使用者側委員〕 ありません。

〔柳原会長〕 御意見はないようですが、採決によって本審議会としての決定をいたしたいと存じます。

専門部会報告の別紙１は先ほど事務局が読み上げましたので、説明は省略し、採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

専門部会報告の別紙１の改正案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

次に、反対の委員は、挙手をお願いします。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

事務局から採決の状況を報告してください。

〔山田賃金室長補佐〕 採決状況を御報告いたします。

賛成８名、反対５名、保留０名です。

〔柳原会長〕 採決の結果、賛成８名、反対５名、保留０名ですので、賛成多数により、専門部会報告の別紙１の改正案をもって本審議会の決議といたします。

続きまして、富山労働局長への答申文案について御審議いただきたいと思います。事務局は、委員に答申文案の配付をお願いいたします。

（事務局は、答申文案を配付）

〔柳原会長〕 事務局は、答申文案を読み上げてください。

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、読み上げます。

右上の文書番号、日付は議決前のため空欄となっております。

富山労働局長 福井尚 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子

富山県最低賃金の改正決定について（答申）（案）

当審議会は、令和8年7月2日付け富労発基 0702 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額 998 円）は令和6年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、富山県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会として、別紙3のとおり、政府に対して強く要望する。

なお、審議経過は別紙4のとおりである。

別紙1につきましては、先ほどの専門部会報告と変わりありませんので省略いたします。以上です。

〔柳原会長〕 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。

本案をもって富山労働局長に答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 御異議がないようですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、本審議会会長から、富山県最低賃金の改正決定について答申させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

（会長が答申文に会長印を押印の上、局長に答申文を手交）

〔山田賃金室長補佐〕 答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶させていただきます。

〔福井労働局長〕 ただ今、柳原会長から富山県最低賃金の改正決定に関する、答申をいただきましたので、一言、御礼申し上げます。

7月2日に富山県最低賃金の改正決定について諮問して以来、柳原会長をはじめ、各委員の皆様方、特に専門部会委員の皆様方には、厳しい日程に加え、連日猛暑に見舞われる中、4回にわたり精力的に調査、審議をいただいた結果、本日答申をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

諮問の際、いわゆる骨太方針で示される政府の経済財政政策に関する基本方針、国の基本姿勢や政策の方向性等、政府全体の取組と富山県内の状況に配意いただくこと、さらには中央最低賃金審議会から示される目安額を参酌していただき、慎重かつ十分な御審議をしていただくようお願いをさせていただきました。

改正審議におきまして、県内における法定３要素に関連する各種統計資料、また、物価高騰や中東情勢をはじめとする国際情勢に加え、中央最低賃金審議会から示された目安額を参酌し、公益・労働者側・使用者側、それぞれのお立場から、真摯に議論していただくとともに、最後まで合意形成に向けた調整に、御努力いただき、感謝を申し上げ深く敬意を表したいと思います。

当局といたしましては、いただいた答申に基づきまして、法定発効となる１０月１日発効に向けて、諸手続きを万全に進めてまいります。

また、答申において、価格転嫁の徹底、社会保険料負担の軽減、税制支援、各種助成措置による中小企業・小規模事業者への支援策の一層の拡充に関する御要望もいただきました。当局といたしましては、関係各方面に対する要望を行うとともに、今後一層の政策の推進に取り組んでまいりますので、引き続き委員の皆様のお力添えをいただくようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔山田賃金室長補佐〕 報道関係者の撮影はここまでとさせていただきます。

〔柳原会長〕 それでは、事務局から、今後の手続について説明してください。

〔三鍋賃金室長〕 今後の手続につきまして説明させていただきます。

ただ今答申を頂きましたので、事務局では、本日、答申内容に対する異議申出のための公示を行います。

異議申出期間は、公示日の翌日から起算して１５日を経過する日までとされておりますので、８月２０日（木）が期日となります。

異議申出期日までに異議の申出があった場合は、８月２１日（金）午前１０時に開催を予定しております第４回本審において、その取扱いを御審議いただくこととなります。

その後は、その審議結果等を踏まえまして、事務手続きを進めることとなりますが、第４回本審で仮に原答申どおり決定することが適当であるとする審議結果となれば、富山労働局長は、原答申どおり富山県最低賃金を決定し、官報公示の手続きを進め、１０月１日（木）に効力発生の予定です。

異議申出がない場合も同様に官報公示の手続きを進め、１０月１日に効力発生の予定です。以上です。

〔柳原会長〕 次に、議事３の特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてにつきまして審議を行います。

７月末日までに、３件の特定最低賃金につきまして、改正決定の申出が行われており、本日は、これらの申出を受け、富山労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問が行われます。

それでは、事務局から説明してください。

〔三鍋賃金室長〕 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただく

に当たり、今年度の申出状況を説明させていただきます。資料No.3を御覧ください。

今年度の特定最低賃金の申出状況につきましては、令和8年度特定最低賃金改正決定申出一覧に取りまとめ、申出書そのものにつきましては資料No.4としてその写しをお付けしております。

資料No.3の一覧表にございますように、7月末までに富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正の申出が提出されております。

以上です。

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、富山労働局長から、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

〔福井労働局長〕 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 殿

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同条第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
 - 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - 3 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
- どうぞよろしくお願いいたします。

（局長は、会長に諮問文を手交）

〔山田賃金室長補佐〕 ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

（事務局は、諮問文（写）を各委員及び傍聴人に配付）

〔山田賃金室長補佐〕 配付いたしましたので、進行のほど、お願いいたします。

〔柳原会長〕 配付の諮問文につきまして御確認いただきたいと存じます。

特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、第57期富山地方最低賃金審議会運営

規程第3条を適用し、特別小委員会において審議していただきたいと存じますがいかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 御異議がないようですので、8月18日(火)午後3時から特別小委員会を開催し、必要性の有無について審議をお願いしたいと存じます。

特別小委員会運営規程第6条第2項において、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見聴取をすることができるとされています。この規程に基づき、昨年度は適用される産業から労使各側1名ずつをオブザーバーとして出席していただきました。今年度の審議は昨年からの検証を踏まえての審議となりますので、今回はオブザーバーをお呼びする必要はないと存じますが、いかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 異議なしとのことですので、今回はオブザーバーはお呼びしないことといたします。委員の皆様におかれましては、円滑な審議が行われますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、議事4のその他ですが、何かございますか。

〔労使各側委員〕 ありません。

〔柳原会長〕 事務局から連絡事項はありますか。

〔山田賃金室長補佐〕 2点ございます。

1点目ですが、会長からもありましたが、特定最低賃金の改正の必要性について、8月18日(火)午後3時から特別小委員会を開催いたします。

2点目ですが、次回、第4回本審は、令和8年8月21日(金)午前10時から開催いたします。

いずれも、こちらの富山労働局の会場で開催を予定しておりますので、委員におかれては御出席のほどよろしくお願いいたします。以上です。

〔柳原会長〕 以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

ここまでの議事に関連して、御意見・御質問はございますでしょうか。

〔労使各側委員〕 特にありません。

〔柳原会長〕 特になければ、本日の審議はこれで終了いたします。

議事録確認担当委員については、私のほか、

労働者代表委員からは、本郷委員

使用者代表委員からは、森口委員
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原会長] それでは、本日の審議は以上で終了といたします。
長時間続きましたが、皆様には御協力いただきましてどうもありがとうございました。
お疲れ様でした。